

武蔵村山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)3年度の 人件費率
令 和 4 年度	人 71,296	千円 31,459,490	千円 833,437	千円 3,865,247	% 12.3	% 12.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

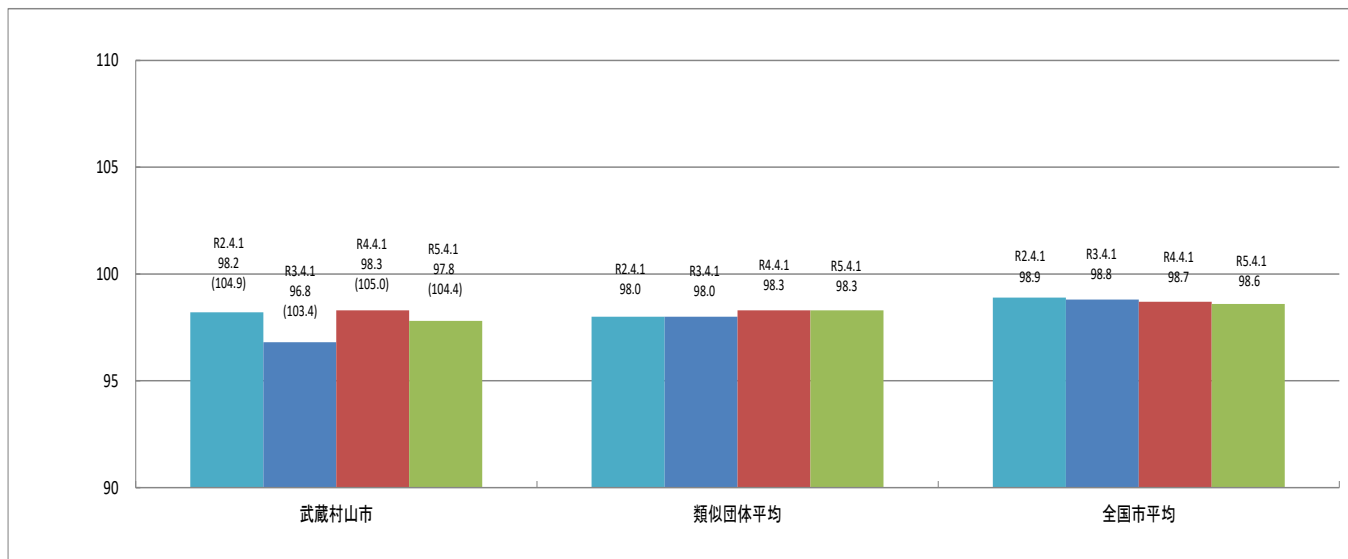
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令 和 4 年度	人 354	千円 1,132,078	千円 344,117	千円 502,305	千円 1,978,500	千円 5,589	千円 6,066

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書の数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均

したものである。

- ※ 令和5年4月1日のラスパイレズ指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み
上記の場合に該当していない。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
（内容）国の見直し内容を受けた東京都人事委員会の勧告内容を踏まえ、給料の額を平均1.5%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）検討中

（実施時期）検討中

（参考）

	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和2年度の支給割合	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合	令和5年度の支給割合
	4月1日時点	遡及改定後								
国基準による支給割合	3%	—	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
武蔵村山市の支給割合	10%	—	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

※ 国基準による数値は3%であるが、市内の指定官署である国立感染症研究所の職員の支給率に合わせて10%としている。

③ その他の見直し内容

なし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
武蔵村山市	41.8歳	297,971円	407,161円	354,700円
東京都	42.4歳	316,277円	451,385円	398,074円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	41.6歳	310,260円	401,078円	356,435円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	(A) / (B)
武蔵村山市	55.4歳	12人	295,958円	310,274円	307,258円	—	—	—	—
うち学校給食員	54.5歳	10人	302,220円	311,636円	308,396円	飲食物調理従事者	41.9歳	298,600円	1.04
東京都	50.5歳	1,241人	287,646円	388,055円	354,902円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体	52.3歳	17人	321,114円	373,492円	352,981円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	(C)/(D)
武蔵村山市	—	—	—
うち学校給食員	5,676,720円	3,945,500	1.44

* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和2年～令和4年の3か年平均）

* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

* 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		武蔵村山市	東京都	国
一般行政職	大学卒	187,900円	187,900円	総合職 189,700円 一般職 185,200円
	高校卒	152,200円	152,200円	154,600円
技能労務職	高校卒	146,500円	149,600円	151,900円
	中学卒	139,900円	—	143,800円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,922円	*372,425円	*391,033円	404,100円
	高校卒	214,700円	*263,567円	304,900円	*417,250円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	321,200円

(注) 1 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいい、中途採用の場合は前歴年数を一定の基準により換算した年数に採用後の年数を加えたものである。

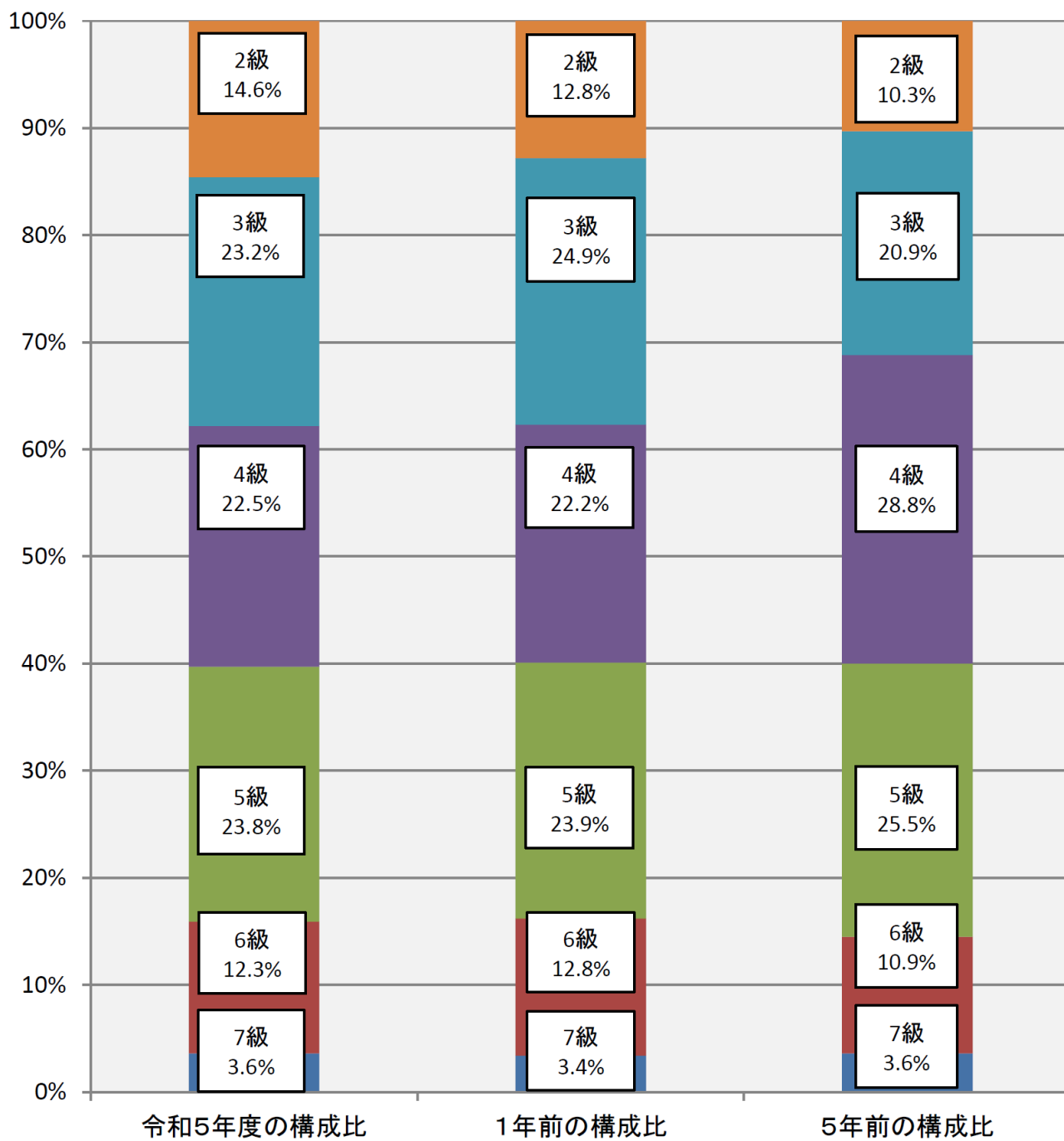
- 2 諸手当は含まれていない。
- 3 *印の欄は該当する職員がいないため、標準的な職員の給料額としている。
- 4 昇給・昇格の関係から高校卒が大学卒の平均給料月額を上回る場合がある。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

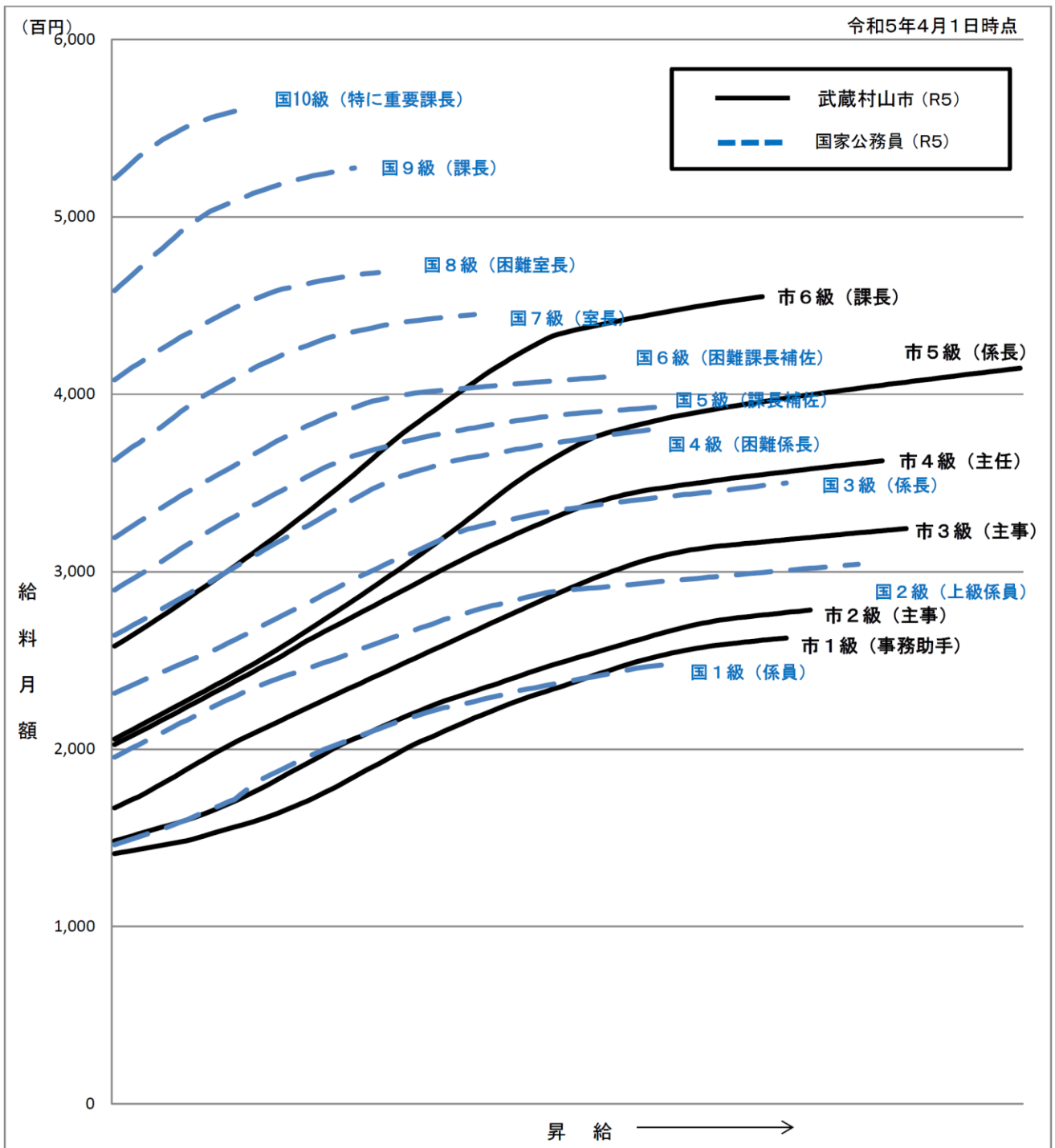
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長・担当部長の職務	11人	3.6%	494,000円	494,000円
6 級	課長・担当課長の職務	37人	12.3%	258,100円	455,000円
5 級	課長補佐・係長の職務	72人	23.8%	205,700円	415,100円
4 級	主任の職務	68人	22.5%	202,600円	362,500円
3 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事・技師の職務	70人	23.2%	166,900円	324,300円
2 級	主事・技師の職務	44人	14.6%	148,300円	278,400円
1 級	事務助手の職務	0人	0.0%	141,100円	262,600円

- (注) 1 武蔵村山市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（武蔵村山市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

武蔵村山市	東京都	国
1人あたり平均支給額 (令和4年度) 1,481千円	1人あたり平均支給額 (令和4年度) 1,844千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.15月分 (1.35)月分 (1.05)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.15月分 (1.35)月分 (1.05)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（武蔵村山市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

武蔵村山市		国	
（支給率）	自己都合・定年・勸奨	（支給率）	自己都合 応募認定・定年
勤続20年	23.00月分	勤続20年	19.6695月分 24.586875月分
勤続25年	30.50月分	勤続25年	28.0395月分 33.27075月分
勤続35年	43.00月分	勤続35年	39.7575月分 47.709月分
最高限度額	43.00月分	最高限度額	47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～45%加算）	
1人当たり平均支給額	15,454千円		

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		147,305千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		359,282円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
全地域	10%	410人	本市の地域 3%

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		362千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）		9,922円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		7.6%		
手当の種類（手当数）		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する 支給単価
滞納整理手当	市税の収納を担当する部署に所属し、納付期限等を経過した市税（国民健康保険税を含む。）又は税外収入の滞納整理として、捜査の事務に直接従事した職員	督促状指定期限を経過した市税等の徴収事務 不動産及び動産の差押処分事務	8千円	日額 300円
危険薬物取扱手当	危険薬物等を取り扱う作業に従事した職員	(1)危険薬物によるそ族、害虫駆除、除草作業 (2)危険薬物による消毒作業 (3)予防接種におけるワクチン取扱作業	0千円	(1)、(2)危険薬物取扱作業日額500円 (3)ワクチン取扱作業日額 300円
感染症等作業手当	感染症患者の救護等に従事した職員	(1)感染症患者等の救護、病原体の付着した物件の処理作業 (2)伝染病菌を有する家畜等の防疫作業	0千円	(1)感染症患者等の処理作業 日額又は1勤務700円 (2)伝染病菌を有する家畜等の処理作業日額 500円
行旅病人及び死亡人取扱手当	行旅病人の救護等に従事した職員	(1)行旅病人の救護及び施設等への収容業務 (2)行旅死亡人の処理業務	0千円	(1)行旅病人に関する業務 1件 3,000円 (2)行旅死亡人に関する業務 1件 5,000円
在宅死亡人取扱手当	在宅死亡人の処理に従事した福祉事務所職員	福祉業務の中で発見した在宅死亡人の処理業務	60千円	1件 5,000円
福祉事務現業手当	福祉事務所に勤務する職員	生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法又は障害者自立支援法に定める業務を行う	201千円	日額 200円

		ための家庭訪問等の事務		
災害出動手当	災害時に現場に出動した職員	災害救助法が発動されたとき、又は災害対策本部が設置されたときにおいて、現場に出動して従事する作業	0千円	日額 1,500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	123,424千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	376千円
支給実績（令和4年度決算）	124,608千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	352千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3、4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和4年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）
扶養手当	【内容】 部長職を除く扶養親族のある職員に支給 【支給額】 《6級の職員》 配偶者 = 3,000円 子 = 9,000円 配偶者以外の扶養親族 = 各3,000円 16歳～22歳の子 = 各4,000円加算 《5級以下の職員》 配偶者 = 6,000円 子 = 9,000円 配偶者以外の扶養親族 = 各6,000円 16歳～22歳の子 = 各4,000円加算	異なる	支給単価 【国】 扶養親族のある職員 配偶者 = 6,500円 子 = 10,000円 配偶者以外の扶養親族 = 各6,500円 16歳～22歳の子 = 各5,000円加算	23,856千円	192,988円
住居手当	【内容】 管理職を除く年度末	異なる	支給対象、支給単価	7,280千円	146,761円

	<p>年齢35歳未満で、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等である職員に支給</p> <p>【支給額】 月額15,000円</p>		<p>【国】 自ら居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員 支給限度額 = 28,000円</p>		
通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自動車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】 交通機関利用者 原則6か月定期券額 交通用具使用者 交通用具の使用距離に応じた定額 月額3,800円～17,400円</p>	異なる	<p>交通機関利用者の限度額設定、交通用具使用者の支給額</p> <p>【国】 交通機関利用者 1か月当たり支給限度額55,000円 交通用具使用者 月額2,000円～31,600円</p>	20,024千円	77,681円
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員に支給</p> <p>【支給額】 部長職 月額90,300円 課長職 月額67,800円 (再任用の場合は、月額47,900円)</p>	異なる	<p>支給対象者、支給割合</p> <p>【国】 職務に応じて定められた額</p>	44,318千円	869,067円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市長	853,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,061,000円/593,400円 885,000円/547,600円 -円/-円	
	副市長	740,000円		
	教育長	691,000円		
報 酬	議長	505,000円	737,000円/372,000円 653,000円/294,000円 591,000円/266,000円	
	副議長	458,000円		
	議長	435,000円		
期 末 手 当	市長	(令和4年度支給割合) 4.55月分		
	副市長	(令和4年度支給割合) 4.65月分		
退 職 手 当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	853,000円×在職年数×4	13,648,000円	任期毎
	教育長	740,000円×在職年数×3	8,880,000円	任期毎
		691,000円×在職年数×2.5	5,182,500円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

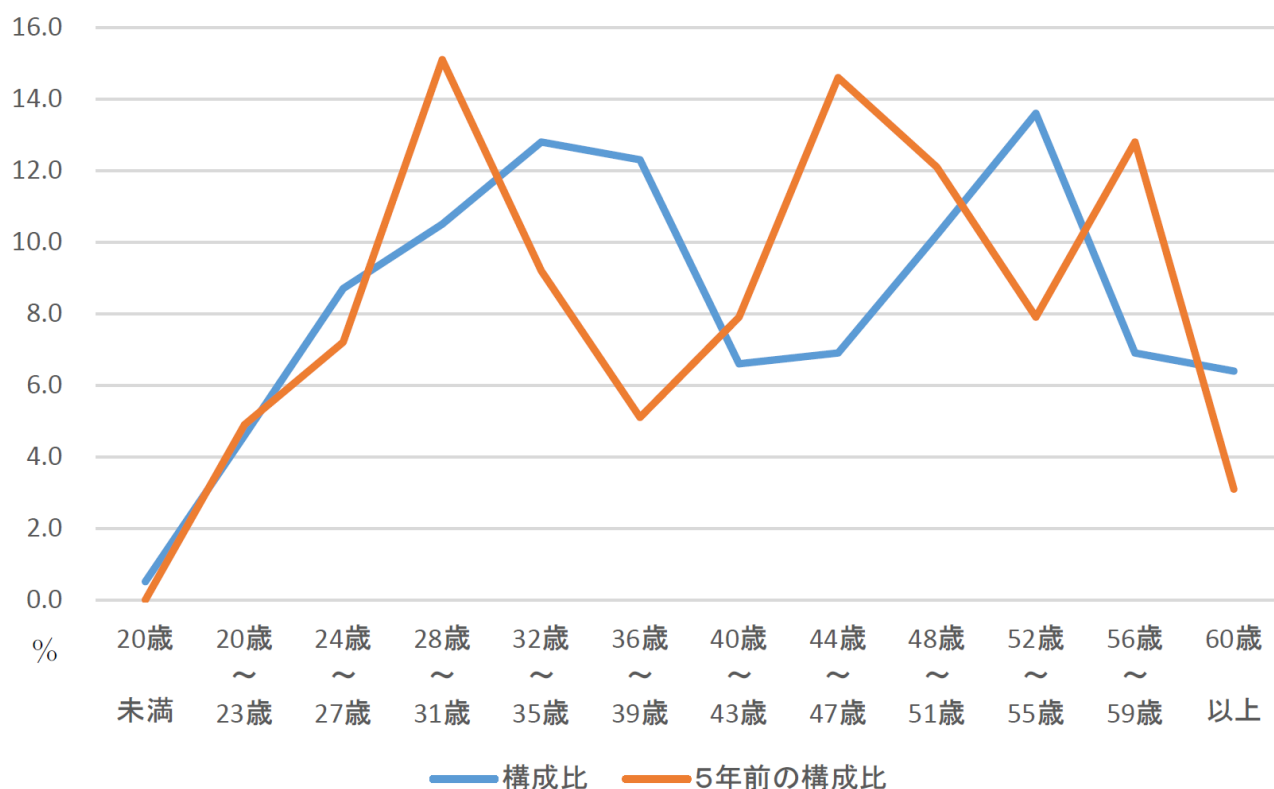
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門		区 分	職員数（人）		対前年 増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	6	6	0	
		総 務	106	111	5	退職者の増加等（5）
		税 務	33	32	△1	欠員（△1）
		民 生	74	73	△1	欠員（△1）
		衛 生	30	26	△4	業務量減等（△4）
		労 働	-	-	-	
		農林水産	3	3	0	
		商 工	5	5	0	
		土 木	41	40	△1	退職（△1）
		計	298	296	△2	〈参考〉人口1万人当たり職員数 約41.52人（令和5年） （類似団体の人口1万人当たりの 職員数51.55人）
	教育部門	56	57	1	業務量増（1）	
	消防部門	-	-	-		
	小計	354	353	△1	〈参考〉人口1万人当たり職員数 約49.51人（令和5年） （類似団体の人口1万人当たりの 職員数65.15人）	
会計部門 公営企業等	下水道	5	5	0		
	その他	34	33	△1	欠員（△1）	
	小計	39	38	△1		
合計		393 [420]	391 [420]	△2	〈参考〉人口1万人当たり職員数 約54.84人（令和5年）	
一部事務組合派遣		8	8	0		
職員総数		401	399	△2		

（注）1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



（単位：人）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2	18	34	41	50	48	26	27	40	53	27	25	391

(3) 職員数の推移

（単位：人・%）

部門別	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	296	297	297	296	298	296	0(0.0%)
教育	55	56	57	56	56	57	2(3.6%)
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計計	351	353	354	352	354	353	2(0.6%)
公営企業等会計計	39	37	38	39	39	38	-1(-2.6%)
合計	390	390	392	391	393	391	1(0.3%)
一部事務組合派遣	7	8	8	8	8	8	1(14.3%)
総合計	397	398	400	399	401	399	2(0.5%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。